

特定非営利活動法人関係事務の案内

【認定（特例認定）後の手続編】

相 模 原 市

認定（特例認定）法人制度の事務は、市民協働推進課が行っています。

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市役所第2別館4階

電 話 042-769-8226（直通）

FAX 042-754-7990

この冊子の内容は、市ホームページでも提供しています。

[https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026875/
shisei_sanka/partnership/npo/1005103/index.html](https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026875/shisei_sanka/partnership/npo/1005103/index.html)



令 和 8 年 7 月 発 行

口書類の提出等の窓口について

- 特定非営利活動法人が行う認証及び認定・特例認定の申請・各種届出等の提出については所轄庁が窓口になります。

相模原市内のみに事務所を置く法人については、相模原市が所轄庁となり、相模原市に主たる事務所を置き、市外に従たる事務所を置く場合には神奈川県が所轄庁となります。

相模原市内に主たる事務所がある特定非営利活動法人の所轄庁

主たる事務所の所在地	従たる事務所の所在地	所轄庁
相模原市	相模原市内のみ	相模原市
	従たる事務所なし	
	相模原市外	神奈川県

※神奈川県内の所轄庁(神奈川県・横浜市・川崎市)情報については裏表紙内側をご覧ください。

- この冊子では、相模原市への提出、届出、申請等についてご案内します。
都道府県及び他政令市への提出、届出等については、各自治体のホームページ等でご確認ください。

＜略 称 一 覧＞

本事務の案内では、次の略称を使用しています。

法	…	特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）
旧 法	…	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 70 条）による改正前の特定非営利活動促進法
法 令	…	特定非営利活動促進法施行令（平成 23 年政令第 319 号）
法 規	…	特定非営利活動促進法施行規則（平成 23 年内閣府令第 55 号）
条 例	…	相模原市特定非営利活動促進法施行条例（平成 24 年相模原市条例第 7 号）
規 則	…	相模原市特定非営利活動促進法等の施行に関する規則（平成 24 年相模原市規則第 61 号）
NPO 法人	…	特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人
認定 NPO 法人	…	特定非営利活動促進法第 44 条第 1 項に規定する認定特定非営利活動法人
特例認定 NPO 法人	…	特定非営利活動促進法第 58 条第 1 項に規定する特例認定特定非営利活動法人
認定 NPO 法人等	…	認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人
所轄庁	…	特定非営利活動促進法第 9 条に規定するその主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）
措 法	…	租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）
措 令	…	租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）
措 規	…	租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）
法人法	…	法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）
法人令	…	法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）
法人規	…	法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）
所 法	…	所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）
所 令	…	所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）
所 規	…	所得税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 11 号）
相 規	…	相続税法施行規則（昭和 25 年大蔵省令第 17 号）
組登令	…	組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）
行手法	…	行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）

（法・条例・規則等については、令和 8 年 4 月 1 日現在のものを掲載しています。）

目 次

I 認定NPO法人制度について

1	申請手続きから認定まで	1
2	認定の有効期間更新を受けるための申請手続	2
3	認定等の基準の概要	3
4	認定NPO法人等の税制上の措置	6
5	認定NPO法人が寄附を受けたら	11
6	確認書類の事例	13
7	認定NPO法人に対する監督等	14

II 認定後に必要な手続きについて

1	市への提出書類	17
	(1) 毎事業年度終了後に提出する書類	17
	(2) 助成金支給実績の報告	18
	(3) 代表者の変更をした場合の届出	18
	(4) その他必要な報告の概要	18
2	認定NPO法人等の情報公開	19
	(1) 認定NPO法人等の情報公開	19
	(2) 所轄庁の情報公開(閲覧・謄写)	20

<様式・記載例>

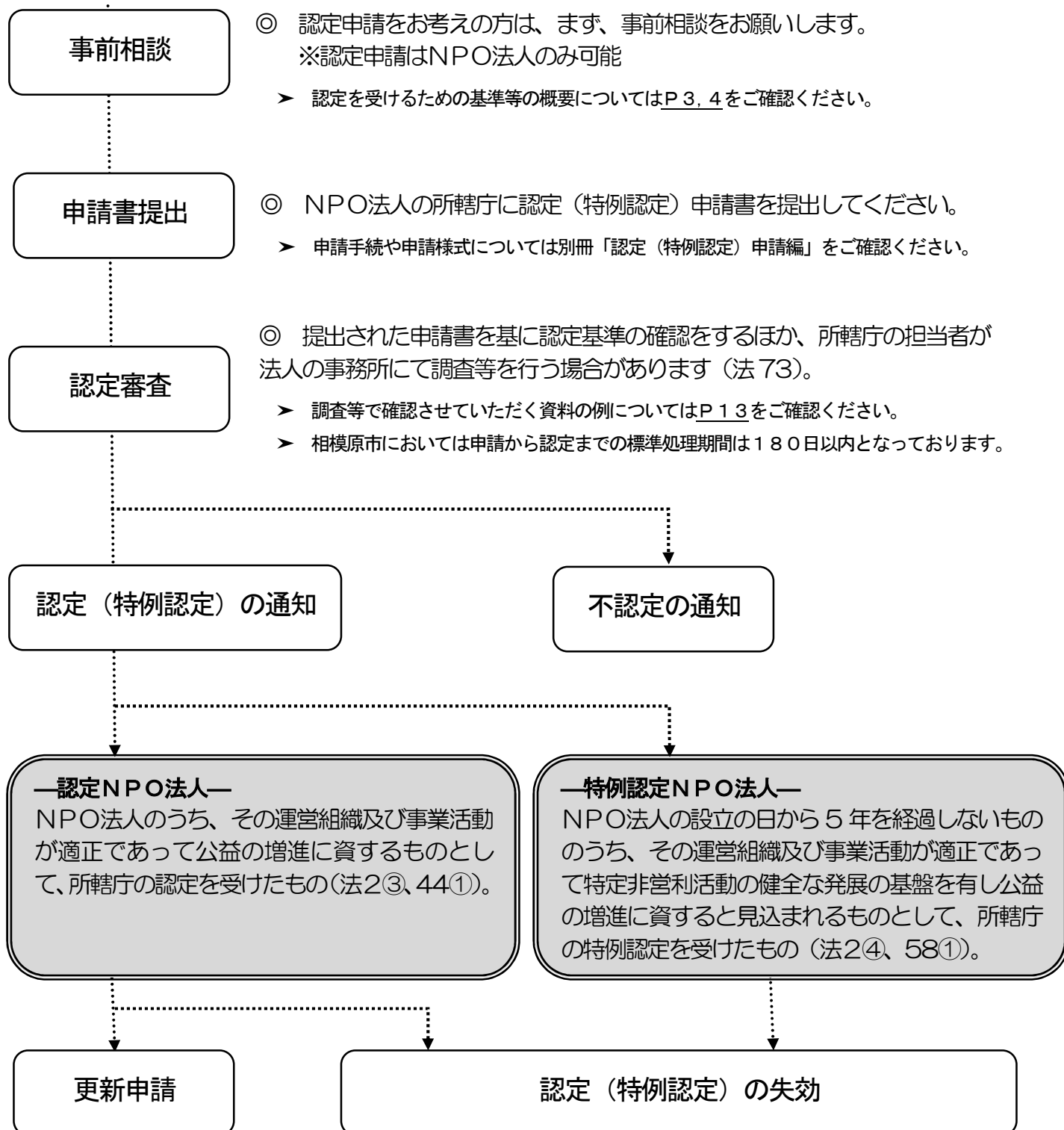
	○役員報酬規程等提出書(第30号様式)	21
	○資産・資金の譲渡・寄附金等明細書	22
	○基準等チェック表	29
	○助成金支給実績提出書(第28号様式)	37
	○代表者変更届出書(第27号様式)	38
■	参考(実績判定期間)	39

III 認定NPO法人の合併

1	NPO法人の合併	41
---	----------	----

I 認定NPO法人制度について

1 申請手続から認定まで



◎ 認定NPO法人の認定期間は認定された日から5年間です。

◎ 特例認定NPO法人の特例認定期間は特例認定された日から3年間で、更新制度はありません。

2 認定の有効期間の更新を受けるための申請手続

(1) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合

イ 認定の有効期間の更新を受けようとする認定NPO法人は、有効期間の満了の日の6月前から3月前までの間（以下「更新申請期間」という。）に、次の①及び②の書類を添付した有効期間の更新の申請書を所轄庁に提出し、有効期間の更新を受けることとなります（法51②③⑤）。

① 認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

（注1） 認定の有効期間の更新の申請書には、寄附者名簿の添付は不要ですが、当該名簿の作成の日から5年間事務所に備え置く必要があります（法51⑤、54②一）。

（注2） 認定の有効期間の更新の申請に係る実績判定期間は、更新を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法44③、51⑤）。

（注3） 上記①、②に係る書類については、既に所轄庁に提出している当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができます（法51⑤ただし書）。

ロ 認定の有効期間の更新がされた場合の認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年となります（法51①）。

なお、認定の有効期間の更新の申請があつた場合において、従前の認定期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、従前の認定の有効期間の満了後も処分がなされるまでの間は、なお効力を有することとなります（法51④）。

(2) 所轄庁による認定等の通知

所轄庁は、NPO法人からの申請について、認定等又は認定の有効期間の更新をしたときはその旨を当該申請法人に対し書面により通知します。また、認定等又は認定の有効期間の更新をしないことを決定したときはその旨とその理由を、申請法人に対し書面により通知します（法49①、51⑤、62）。

(3) 認定等の失効

認定NPO法人等は、次のいずれかに掲げる事由が生じたとき、その認定等の効力を失います（法57①、61）。

① 認定等の有効期間が経過したとき（法51④の場合にあつては、更新拒否処分されたとき）

② 認定NPO法人等が認定NPO法人等でないNPO法人と合併をした場合、その合併が法63①の認定を経ずにその効力を生じたとき（法63④の場合にあつては、その合併の不認定処分がされたとき）

③ 認定NPO法人等が解散したとき

④ 特例認定NPO法人が認定NPO法人として認定を受けたとき

なお、所轄庁は、認定NPO法人等が認定等の効力を失ったとき、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされています（法57②）

3 認定等の基準の概要

(1) 認定の基準の概要

認定を受けるためには、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資することにつき、次に掲げる(1)から(8)までの基準に適合する必要があります(法44①、45)。

また、特例認定を受けるためには、NPO法人として新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれることにつき、次に掲げる(2)から(10)までの基準に適合する必要があります(法45、58、59)。

(1) パブリック・サポート・テスト(PST)※次のいずれかに該当すること	
広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として、次の3つの基準のいずれかに適合すること	
PSTの種類	内容
相対値基準	実績判定期間において、経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が5分の1以上である (注) 小規模法人に該当するNPO法人は、小規模法人の特例を適用するか否か選択することができます。
絶対値基準	実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100人以上である (注1) 氏名又は名称及び住所が明らかな寄附者のみを数えます。 (注2) 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。 (注3) 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。
条例個別指定	都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定したNPO法人(指定NPO法人)である
(2) 活動の対象	
実績判定期間における事業活動のうち、共益的な活動の占める割合が50%未満であること	
(3) 運営組織及び経理	
次のいずれの基準にも適合していること	
① 役員総数のうち、役員並びに役員と親族関係を有する者等で構成されるグループの占める割合が3分の1以下であること ② 役員総数のうち特定の法人の役員または使用人等で構成する最も大きなグループの人数の占める割合が3分の1以下であること ③ 各社員の表決権が平等であること。 ④ 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている、または、青色申告法人と同等に取引を帳簿に記録し保存していること。 ⑤ 不適正な経理を行っていないこと。	

(4) 事業活動
次のいずれの基準にも適合していること
① 宗教活動、政治活動、選挙活動等を行っていないこと
② 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者や上記イの活動を行う者または特定の公職の候補者（公職にある者）に寄附を行っていないこと
③ 実績判定期間において、特定非営利活動に係る事業費が総事業費の80%以上であること
④ 実績判定期間において、受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること
(5) 情報公開
次に掲げる書類をその事務所において閲覧させること
① 事業報告書等、役員名簿及び定款等
② 各認定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
④ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
⑤ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類
⑥ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類
(6) 事業報告書等の提出
各事業年度において、事業報告書等を法第29条の規定により所轄庁に提出していること
(7) 不正行為等
法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実等がないこと
(8) 設立後の経過期間
認定又は特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること
(9) 設立の日からの経過期間 ※特例認定のみ
特例認定の申請書を提出した日の前日において、設立の日から5年を経過しない法人であること
(10) 過去の認定等の有無 ※特例認定のみ
過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと

実績判定期間中に適合する必要がある基準は次のとおりです。

(1)の相対値基準、(1)の絶対値基準、(2)、(4)の③と④

実績判定期間及び認定・特例認定時まで適合の必要がある基準は次のとおりです。

(3)、(4)の①と②、(5)、(6)、(7)

認定申請時まで効力が生じている必要がある基準は次のとおりです。

(1)の条例個別指定

※ 実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、その期間については(5)の②～⑥の基準は除く(法45①九)。

※ 認定又は特例認定を受けた後に(3)(4)の①と②、(7)の基準に適合しなくなった場合、所轄庁は認定又は特例認定を取り消すことができます(法67②)。

(2) 欠格事由の概要

認定又は特例認定の基準の規定にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定又は特例認定を受けることができません（法 47、62）。

(1) 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある NPO法人の役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある ① 認定又は特例認定の取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該認定 NPO 法人又は当該特例認定 NPO 法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないもの ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者 ③ 法、若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者 ④ 暴力団の構成員等
(2) 認定等取消の日から 5 年を経過していない 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過していない
(3) 定款又は事業計画書の内容が法令に違反している NPO 法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している
(4) 国税又は地方税の滞納処分を受けている 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている、又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過していない NPO 法人
(5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから 3 年を経過していない 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過していない NPO 法人
(6) 次のいずれかに該当する NPO 法人が次のいずれかに該当する ① 暴力団 ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある

4 認定NPO法人等の税制上の措置

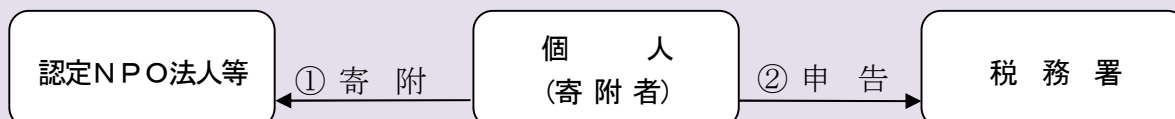
認定NPO法人等にかかる税制上の措置とは、次の4つをいいます。

税法上の優遇措置	
①個人が認定NPO法人等へ寄附をした場合 (P 6 参照)	②法人が認定NPO法人等へ寄附金をした場合 (P 8 参照)
③相続人等が認定NPO法人へ 相続財産等を寄附した場合 (P 9 参照)	④認定NPO法人のみなし寄附金制度 (P10 参照)

① 個人が認定NPO法人等へ寄附をした場合

<所得税>

個人が、認定NPO法人等に対して特定非営利活動に係る事業に関する寄附をした場合は特例寄附金に該当し、所得税の「寄附金控除（所得控除）」又は「認定NPO法人等寄附金特別控除（税額控除）」のいずれかの控除を選択適用できます（所法 78②、措法 41 の 18 の 2①②）。



特定寄附金

特定寄附金とは、学校の入学に関してするものを除いた次の寄附金をいう。（所法 78②）

- ① 国又は地方公共団体に対するもの
- ② 公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金のうち、所定の要件を満たすものと財務大臣が認めたもの
- ③ 所得税法別表第一に掲げる法人その他特別の法律により設立された法人のうち、公益の増進に資すると政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連するもの

寄附金控除（所得控除）

その年中に支出した特定寄附金の額の合計額から 2 千円を控除した金額を、その年分の総所得金額等から控除できます。

【算式】

$$\text{特定寄附金の額の合計額} - 2 \text{ 千円} = \text{寄附金控除額}$$

（注） 特定寄附金の額の合計額は、所得金額の 40%相当額が限度です。

【証明書の添付又は提示等】

この控除の適用を受けるためには、寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、次のものが必要となります。（所令 262①、所規 47 の 2③）。

- ① 確定申告書に記載した特定寄附金の明細書
- ② 次の事項を認定NPO法人等が証した書類（寄附者の氏名と住所が記載されたもの）
 - ・ 特定寄附金を受領した旨（その寄附金が認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含む。）
 - ・ その金額及び受領年月日

認定NPO法人等寄附金特別控除（税額控除）

その年中に支出した認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額から 2 千円を控除した金額の 40%相当額（所得税額の 25%相当額を限度）を、その年分の所得税額から控除できます。

【算式】

$$(\text{認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額} - 2 \text{ 千円}) \times 40\% = \text{税額控除額}$$

(注) 認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額は所得金額の40%が限度です。ただし、認定NPO法人等に対する寄附金の額以外の特定寄附金の額又は公益社団法人等に対する寄附金の額がある場合には、これらの寄附金の合計額と認定NPO法人等に対する寄附金の合計額は、所得金額の40%相当額を限度とします。

なお、税額控除額は、所得税額の25%相当額が限度です。

【証明書の添付又は提示等】

この控除の適用を受けるには、寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、次のものがようになります。(措法41の18の2③、措規19の10の4)。

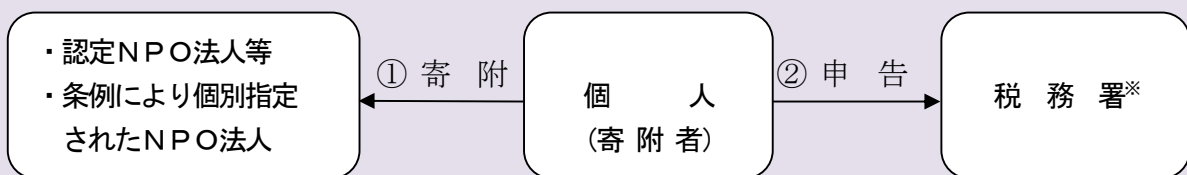
①寄附金の税額控除額の計算明細書

②次の事項を認定NPO法人等が証した書類（寄附者の氏名と住所が記載されたもの）

- ・ 特定寄附金を受領した旨（その寄附金が認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含む。）
- ・ その金額及び受領年月日

<個人住民税>

認定NPO法人等に対する特定寄附金又は個人がNPO法人の行う法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）をした寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県・市区町村が条例で個別に指定した寄附金は、個人住民税の控除を受けることができます（地方税法第37条の2、第314条の7）。

**【算式】**

$$(\text{寄附金}^{(注1)} - 2 \text{ 千円}) \times 10\%^{(注2)} = \text{税額控除額}$$

(注1) 寄附金の合計は、総所得金額等の30%相当額が限度です。

(注2) 条例で指定する寄附金の場合、次の率により算出します。

- | | | |
|--|---|----------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県が指定した寄附金は4% ・ 市区町村が指定した寄附金は6% | } | 都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10% |
|--|---|----------------------------|

【寄附金税額控除に関する申告】

所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税控除の適用も受けることができます（所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です）

このとき、寄附先の法人から受け取った領収書などを申告書に添付する必要があります。

また、個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行っても構いません

この場合、所得税の控除は受けられません。

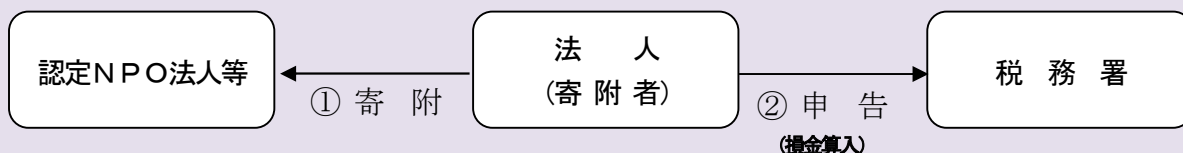
※ 条例で個別に指定されたNPO法人で認定NPO法人以外の法人への寄附金は、個人住民税の控除の対象となりますが、所得税の控除対象となっていないため、控除を受ける場合は、確定申告とは別に、市区町村への申告が必要となります（地方税法45の2⑤、317の2⑤）。

※どの寄附金が指定されているか等については、住所地の都道府県・市区町村にお問い合わせください。

② 法人が認定NPO法人等へ寄附金をした場合

法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（法人法 37④、措法 66 の 11 の 2②）。



【算式】

認定NPO法人等に寄附をした場合の損金算入限度額

$$\boxed{\text{一般損金算入限度額}} + \boxed{\text{特別損金算入限度額}} = \boxed{\text{損金算入限度額}}$$

(一般寄附金) (特定公益増進法人及び
認定NPO法人に対する寄附金)

$\boxed{\text{一般損金算入限度額}}$ (法人令 73①)

損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

【算式】

$$(\boxed{\text{資本金等の額}} \times 0.25\% + \boxed{\text{所得金額}} \times 2.5\%) \times \frac{1}{4}$$

$\boxed{\text{特別損金算入限度額}}$ (法人令 77 の 2①)

特別損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

【算式】

$$(\boxed{\text{資本金等の額}} \times 0.375\% + \boxed{\text{所得金額}} \times 6.25\%) \times \frac{1}{2}$$

(注) 事業年度が1年未満である場合には計算式が異なりますので、ご注意ください。

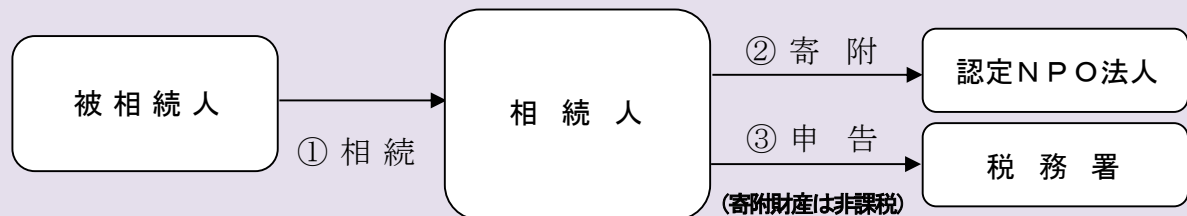
【証明書の保存等】

この適用を受けるには、次の手続等が必要になります。（法人法 37⑨、措規 22 の 12）

- ① 寄附金を支出した日を含む事業年度の確定申告書に寄附金額の記載及び明細書の添付
- ② 認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関する寄附金である旨をその認定NPO法人等が証する書類の保存

③ 相続人等が認定NPO法人へ相続財産等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人（特例認定NPO法人は適用されません。）に対し、その認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、その寄附をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となる場合を除き、その寄附をした財産の価額は相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。



ただし、その寄附を受けた認定NPO法人が、寄附のあった日から2年を経過した日までに認定NPO法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用されません(措法70①②⑩)。

(寄附財産の非課税)

この措置の適用を受ける寄附をした財産は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。つまり、相続税の課税の対象とはなりません。

【証明書の添付等】

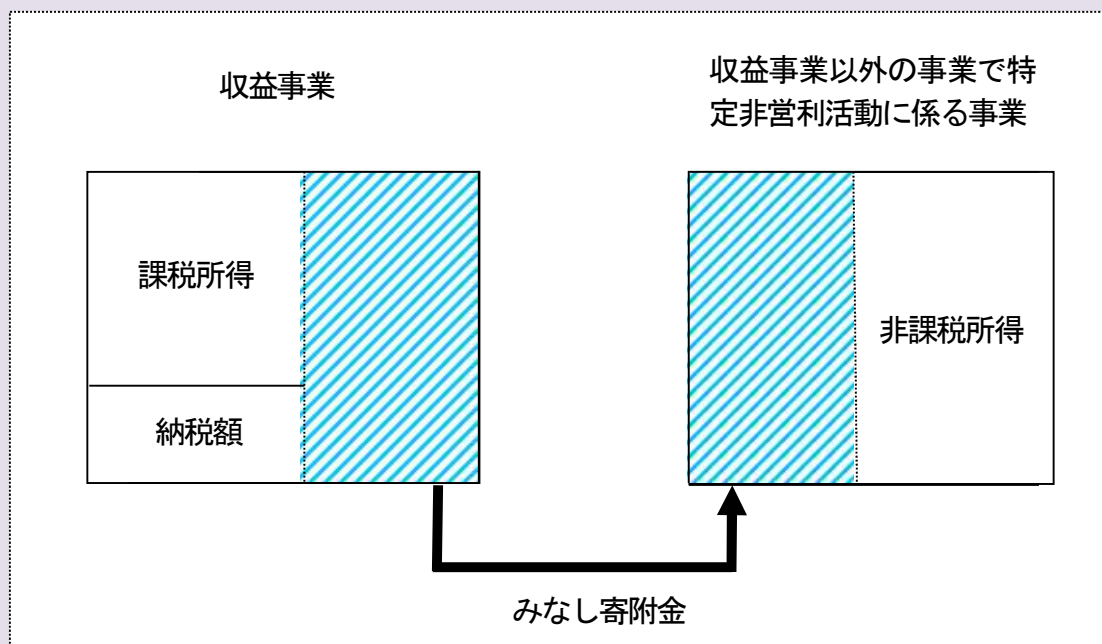
この適用を受けるためには、次の手続が必要になります。(措法70⑤⑩、措規23の5)

- ① 相続税の申告書にこの適用を受ける旨を記載
- ② 財産の寄附を受けた認定NPO法人が次の事項を記載した書類
 - ・ 特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨
 - ・ 寄附を受けた年月日及びその財産の明細
 - ・ その財産の使用目的を記載した書類

④ 認定NPO法人のみなし寄附金制度

認定NPO法人については、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額はその収益事業に係る寄附金の額とみなされます（みなし寄附金）。このみなし寄附金の損金算入限度額は、所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までの範囲となります。

なお、みなし寄附金制度は特例認定NPO法人には適用されません（法人法37⑤、法人令73①、法人規22の4、措法66の11の2①、措令39の23①）。



○ 税制上の措置の対象となる寄附

（個人又は法人が認定NPO法人等へ寄附をした場合）

措置の対象となるのは、認定NPO法人等に対し、認定等の有効期間内に支出をした、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

したがって、認定等を受けていないNPO法人に対する寄附金や認定等の有効期間に含まれない日に支出をした寄附金は、4①～③(P6～P9)の措置の対象とはなりませんのでご注意ください。

（相続人等が認定NPO法人に相続財産等を寄附した場合）

措置の対象となるのは、相続又は遺贈により取得した財産をその相続税の申告期限内に認定NPO法人に対して行った、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

ただし、その寄附を受けた認定NPO法人が、寄附のあった日から2年を経過した日までに認定NPO法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用がなくなります。

5 認定NPO法人が寄附を受けたら

(1) 寄附金受領証明書（領収書）の発行

認定NPO法人に寄附をした方（寄附者）が控除の適用を受けるためには、寄附をした日を含む年分の確定申告の際に、寄附をしたことを証明する寄附金受領証明書（領収書）の添付が求められます。

寄附金を受けた場合には、寄附者に対して次の（1）から（5）までの事項を記載した受領証明書を交付してください。

- （1） 寄附者の住所 （2） 寄附者の氏名 （3） 受領した寄附金の額 （4） 寄附金を受領した年月日
- （5） 個人の市民税の控除対象となる相模原市の条例個別指定寄附金である旨及び認定特定非営利活動法人に対するものである場合はその旨

記 載 例	法人で管理するための 番号を記載します。 No _____ 寄附金受領証明書 寄附者の住所、氏名 を記載します。 住 所 神奈川県相模原市〇〇区△△1丁目1番1号 氏 名 相模 一郎 様 ¥〇〇〇, 〇〇〇円 受領した寄附金の額 上記の金額を受領いたしました。 令和●●年〇〇月〇〇日 寄附金を受領した日 「●●」⇒ 寄附金を 受領した年 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号 特定非営利活動法人 さがみはらし 印
	※ 当法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金は、認定特定非営利活動法人に対する寄附金であり、相模原市に令和（●●+1）年1月1日現在お住まいの方は、この受領証明書を添付して確定申告を行うことにより、所得税の寄附金税額控除の適用を受けられます。 相模原市条例指定を取得した後に 寄附金を受領した場合の記載例 （指定特定非営利活動法人となった後に受け入れた寄附金の場合） ※ 当法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金は、認定特定非営利活動法人に対する寄附金及び相模原市の条例個別指定寄附金であり、相模原市に令和（●●+1）年1月1日現在お住まいの方は、この受領証明書を添付して確定申告を行うことにより、所得税及び個人の市民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。

記 載 例

令和8年分 寄 附 者 名 簿

事業年度ごとに作成

法人の所在地 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号

法人の名称 特定非営利活動法人 さがみはらし

相模原市 分

令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

氏 名	住 所			寄 附 金 額	寄附金を受領した年月日		
	都道府県	市区町村	番 地 等		年	月	日
相模 一郎	神奈川県	相模原市中央区	富士見〇〇	**** 円	8	6	1
田名 次郎	神奈川県	相模原市南区	相模大野〇〇	**** 円	8	11	5
淵野辺 花子	神奈川県	相模原市緑区	与瀬〇〇	**** 円	9	2	14
寄附者の住所地の都道府県、市区町村ごとに名簿を作成							

- (注) 1 寄附者の氏名は五十音順にご記入ください。
2 都道府県・市区町村分は別葉で作成してください。

6 確認書類の事例

認定基準等の該当性や申請書類の記載内容を確認するための参考資料として提示（又は提出）をお願いする可能性がある書類は次のとおりです。なお、認定審査を行うにあたって、必要に応じて、これらの書類以外を確認させていただく場合があります。

確認書類の事例		(参考) 確認する主な認定基準
1	NPO法人の事業活動内容がわかる資料 (パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
2	NPO法人の従業員一覧、給与台帳	運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
3	総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含む。)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
4	申請書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例) ・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合	不正行為等に関する基準
		パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
5	事業費の内容がわかる資料 (イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、事業活動の対象、支出先など)	事業活動に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		活動の対象に関する基準
6	寄附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)	事業活動に関する基準
		活動の対象に関する基準
		パブリック・サポート・テストに関する基準
7	絶対値基準(寄附金額の合計額が年3,000円以上の者の人数が年平均100人以上)の算出方法がわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
8	条例により個別に指定を受けていることがわかる資料	
9	助成金・補助金収入を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等	
10	閲覧に関する細則(社内規則)	情報公開に関する基準
11	NPO法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及びNPO法人と特定の第三者との関係がわかる資料	活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準

7 認定NPO法人等に対する監督等

(1) 認定NPO法人等に対する報告及び検査

イ 所轄庁は、認定NPO法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定NPO法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁は、所轄庁の職員に当該認定NPO法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(法64①)。

ロ 上記イの検査については、次のように定められています。

- ① 所轄庁は、当該検査をする職員に、上記イの疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、認定NPO法人等の役員等に提示させるものとされています(法64③)。
- ② 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が、上記イの検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、あらかじめ、上記ロ①の書面の提示を要しないものとされています(法64④)。
- ③ ②の場合において、所轄庁は、その検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、認定NPO法人等の役員等へ上記ロ①の書面を提示させるものとされています(法64⑤)。
- ④ 上記イの検査をする職員が、当該検査により上記ロ①又は③で理由として提示した事項以外の事項について、上記イの疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではないものとされています。この場合、ロ①又は③の規定による書面の提示は、当該事項に関する検査については適用しないものとされています(法64⑥)。
- ⑤ 上記イの検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならず、この検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではありません(法64⑦、41③～④)。

(2) 認定NPO法人等に対する勧告、命令等

イ 所轄庁は、認定NPO法人等について、(4)ロ①から③の認定又は特例認定(以下「認定等」といいます。)の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定NPO法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます(法65①)。

ロ 所轄庁は、上記イの規定による勧告を受けた認定NPO法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定NPO法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができます(法65④)。

ハ 上記イの勧告並びにロの命令は、書面により行うよう努めなければならないこととされています(法65⑤)。

ニ 所轄庁は、上記イの勧告又はロの命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その勧告の内容又は命令をした旨を公示することとされています(法65③～⑥)。

ホ 所轄庁は、イの勧告又はロの命令をしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています(法65⑦)。

- ① P5「欠格事由の概要」(1)④及び(6)の事由 警視總監又は道府県警察本部長
- ② P5「欠格事由の概要」(4)及び(5)の事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長

(3) その他の事業の停止

- イ 所轄庁は、その他の事業を行う認定NPO法人につき、その他の事業から生じた利益が当該認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定NPO法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができます(法66①)。
- ロ 所轄庁は、上記イの命令を書面により行うよう努めることとされており、当該命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされています(法66②、65⑤～⑥)。

(4) 認定NPO法人等に対する認定等の取消し

- イ 所轄庁は、認定NPO法人等が次のいずれかに該当するときは、認定等を取り消さなければなりません(法67①③)。
 - ① 欠格事由(認定等を取り消され、その取消の日から5年を経過しないものを除く。欠格事由についてはP5を参照。)のいずれかに該当するとき
 - ② 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新並びに合併による地位の承継の認定を受けたとき
 - ③ 正当な理由がなく、上記(2)ロの命令又は(3)イのその他の事業の停止命令に従わないとき
 - ④ 認定NPO法人等から認定等の申請があったとき
- ロ 所轄庁は、認定NPO法人等が次のいずれかに該当するときは、認定等を取り消すことができます(法67②③)。
 - ① P3「(3)認定の基準の概要」(3)、(4)①若しくは②、(7)に掲げる基準に適合しなくなったとき
 - ② 事業報告書等を所轄庁に提出しないとき、若しくはP21「2 認定NPO法人等の情報公開」(1)に違反して書類を閲覧させないとき
 - ③ 上記ロ①及び②のほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき
- ハ 認定等の取消しに係る聴聞等について、次のように定められています。
 - ① 上記(4)イ又はロの認定等の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該認定NPO法人等から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならないものとされています(法67④、43③)。
 - ② 所轄庁は、上記ハ①の請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該認定NPO法人等に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならないものとされています(法67④、43④)。
 - ③ 所轄庁は、認定等を取り消したときは、その理由を付した書面をもって認定等を受けていたNPO法人等にその旨を通知するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示することとされています(法67④、49①②)。
 - ④ 所轄庁は、認定等の取消しをしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています(法67④、65⑦)。
 - ① P5「欠格事由の概要」(1)④及び(6)の事由 警視總監又は道府県警察本部長
 - ② P5「欠格事由の概要」(4)及び(5)の事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長

《参考》 認定の取消しを受けた場合の取戻し課税

認定NPO法人の認定が取り消された場合には、その取消しの基因となった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額^(注)のうち、所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額の合計額は、その法人のその取消しの日を含む事業年度の収益事業（法人税法第2条第13号の収益事業をいう。（注）に同じ。）から生じた収益とみなされ、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとなります（措法66の11の2③④⑤）。

（注）収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額をいいます（P10参照）。

（５） 罰則

法の規定に違反した場合には、以下のイ～ハの罰則が設けられています。

イ 6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

偽りその他不正の手段により認定、認定の有効期間の更新、特例認定又は認定NPO法人等と認定NPO法人等でない法人の合併について所轄庁の認定を受けた者は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます（法77）。

ロ 50万円以下の罰金

次の①～④に該当する者は、50万円以下の罰金に処せられます（法78、79）。

- ① 認定NPO法人又は特例認定NPO法人でない者であって、その名称又は商号中に、認定NPO法人又は特例認定NPO法人であると誤認されるおそれのある文字を用いた者（法50①、62、78二、四）
- ② 不正の目的をもって、他の認定NPO法人又は特例認定NPO法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者（法50②、62、78三、五）
- ③ 正当な理由がないのに、上記（2）ハの規定による命令に違反して、その命令に係る措置を採らなかった者（法65④、78六）
- ④ 正当な理由がないのに、上記（3）イの規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者（法66①、78七）

ハ 20万円以下の過料

以下の①～④のいずれかに該当する場合においては、NPO法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処せられます（法80）。

- ① 認定NPO法人等が、代表者の氏名に変更があったときの所轄庁への届出等の規定（法52①、53①）に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法80三）
- ② 認定NPO法人等が、認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備え置きの規定（法54①②③）に違反して、その事務所に備え置かなければならない書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法80四）
- ③ 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等が認定の通知を受けたとき、若しくは認定NPO法人等が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときの関係知事への直近の事業報告書等及び役員名簿又は定款等の提出の規定（法49④、53④）又は二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等が定款変更の認証を受けたときの関係知事への社員総会の議事録の謄本等の提出の規定（法52②）、認定NPO法人等が所轄庁への役員報酬規程等の提出の規定（法55①②）に違反して、毎事業年度1回提出しなければならない書類及びその他必要な報告書類の提出を怠ったとき（法80五）
- ④ 上記（1）イ若しくはロによる報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（法80十）

Ⅱ 認定後に必要な手続きについて

1 市への提出書類

(1) 毎事業年度終了後に提出する書類

指定NPO法人は、毎事業年度初めの3か月以内に、次に掲げる書類を作成し、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、主たる事務所と市内の事務所に備え置くとともに、市に提出しなければなりません。^(注)

【注意事項】

すべてのNPO法人は、毎事業年度初めの3か月以内に、所轄庁に事業報告書等を提出する必要があります。期限内に提出（所轄庁の受理）がない場合には、認定の更新を受けることができない場合もありますので、ご注意ください。

	提出書類（各1部）	提出期限	記載例
①	特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書（第30号様式）	毎事業年度初めの 3か月以内	P 2 1
②	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 （変更がない場合は提出不要） ※初年度は要提出。		—
③	資産・資金の譲渡・寄附金等明細書（共通様式） （1）資金に関する事項 （2）取引の内容に関する事項 （3）寄附者に関する事項 （4）給与の総額等に関する事項 （5）支出した寄附金に関する事項 （6）資産の譲渡等の内容に関する事項 ※（6）は提出不要。作成し、法人で保管。 （7）海外への送金等に関する事項		P 2 2 ～ P 2 8
④	基準等チェック表（第3表）		P 2 9
⑤	基準等チェック表（第4表）		P 3 1
⑥	基準チェック表（第4表）付表1		P 3 3
⑦	基準等チェック表（第5表）		P 3 4
⑧	基準等チェック表（第7表）		P 3 6
⑨	欠格事由チェック表（共通様式）		—

※相模原市条例指定NPO法人として毎年提出する書類と一部重複しますが、重複する書類は1部のみの提出で構いません。

(2) 助成金支給実績の報告

認定NPO法人等は、他団体等へ助成金の支給を行ったときは、条例で定めるところにより、助成金支給後遅滞なく次の書類を作成し、所轄庁に提出しなければなりません（法54③、55②、62）。

提出書類（1部）	記載例
助成金支給実績報告書（第28号様式）	P37

(3) 代表者を変更した場合の届出

認定NPO法人等の代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく次の書類を作成し、所轄庁に提出しなければなりません（法第53①）。

提出書類	記載例
認定（特例認定）特定非営利活動法人の代表者変更届出書（第27号様式）	P38

(4) その他必要な報告の概要

認定NPO法人等は、次表に掲げる「提出するとき」欄に該当する事項がある場合には、「提出書類」欄に掲げる書類を所轄庁に提出する必要があります。

【変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁へ提出する書類】

提出するとき	提出書類
認定NPO法人等が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を受けなければならない事項の申請をする場合 (法52③、法62、法規30、法規34、法26①)	①定款の変更の認証を受けなければならない事項（法25③）に係る定款変更認証申請書 ②定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ③変更後の定款 ④定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（法11①三又は十一に掲げる事項に係る変更の場合に限る。） ⑤役員名簿 ⑥宗教活動等を主たる目的等とするものではないこと（法2②二）及び暴力団等に該当しないものであること（法12①三）を確認したことを示す書面 ⑦直近の事業報告書等 ⑧認定等申請書に添付した寄附者名簿等全ての添付書類の写し ⑨認定等に関する書類の写し ⑩所轄庁に提出した直近の役員報酬規程等（寄附者名簿を除く添付書類を含む。）の写し ⑪所轄庁に提出した直近の助成金の実績を記載した書類及び海外への送金等（200万円以下のものを除く。）を記載した書類

2 認定NPO法人等の情報公開

(1) 認定NPO法人等の情報公開

認定NPO法人等は、認定等を受けたときは、以下の書類をその事務所に備え置かなければならないこととされています（法54①②、法62）。

【認定NPO法人等の事務所に備え置く必要がある書類及び期間】

事務所に備え置く書類一覧	備 え 置 き 期 間	
	認定 NPO法人	特例認定 NPO法人
① 事業報告書等	作成の日から <u>5年間</u> が経過した日を含む事業年度の末日までの間	
② 役員名簿	常置（最新のもののみ）	
③ 定款等 （定款、認証及び登記に関する書類の写し）		
④ 認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（法54①）	認定の日から 起算して <u>5年間</u>	特例認定の日から 起算して3年間
⑤ 認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法54①）	作成の日から 起算して <u>5年間</u>	作成の日から 起算して3年間
⑥ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法54②二）	作成の日から <u>5年間</u> が経過した日を含む事業年度の末日までの間	翌々事業年度の末日までの間
⑦ 前事業年度の寄附者名簿（法54②一）		
⑧ 前事業年度の収益の明細など 「Ⅲ3(1)認定の基準の概要」の(3)（ロに係る部分を除く。）、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法54②四、法規32②）		
⑨ 助成金の支給の実績を記載した書類（法54③）	作成の日から <u>5年間</u> が経過した日を含む事業年度の末日までの間	作成の日から特例認定の有効期間の満了の日までの間

※⑦以外の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています（法52④、54④、62、旧法54⑤、62）。

(2) 所轄庁の情報公開（閲覧・謄写）

所轄庁は、認定NPO法人等から提出を受けた上記(1)の書類について、閲覧又は謄写の請求があったときは、所轄庁の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならないこととされています(法 30、56、62)。

【所轄庁における閲覧又は謄写書類及び期間一覧】

書 類 名			閲覧／謄写期間
事業報告書等			過去5年間に提出を受けたもの
事業報告書			
計算書類（活動計算書、貸借対照表）			
財産目録			
年間役員名簿（各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿）			
社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面			
役員名簿（注1）			—
定款等（定款、認証及び登記に関する書類の写し）（注1）			
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類			認定の有効期間中（注2）
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類			
役員報酬規程等	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		過去5年間に提出を受けたもの（注3）
	前事業年度の収益の明細等	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	
		資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類	
		次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引	
		寄附者（当該認定NPO法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	
		給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類	
		支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類	
	「Ⅲ3（1）認定の基準の概要」の（3）（ロに係る部分を除く。）、（4）イ及びロ、（5）並びに（6）に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類		—
「助成金の支給の実績」を記載した書類			—

（注1） 所轄庁又は認定NPO法人等において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。

（注2） 特例認定NPO法人の場合は特例認定の日から3年間

（注3） 特例認定NPO法人が提出するもの（事業報告書等を除く。）については、「3年間」となります。

役員報酬規程等提出書

提出年月日を記載	主たる事務所の 所在地 (フリガナ) 法人の名称 (フリガナ) 代表者の氏名	〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号 電話番号 (042) 769-8226 ファクシ番号 なし	
令和8年6月25日		トク化エリカツド ウルツソ ガミハラ	
相模原市長 あて		特定非営利活動法人 さがみはら	
不要な文字を 二本線等で抹消		ガミ ハラ	
		相模 太郎	
	認定 (特例認定) の有効期間	事業年度	
自 年 月 日	自 令和7年4月 1日		
至 年 月 日	至 令和8年3月 31日		
特定非営利活動促進法第55条第1項の規定（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、次の書類を提出します。			
1 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程			
☑ 既に提出した（令和6）年度分役員報酬又は職員給与の支給に関する規程の内容に変更がないため省略			
2 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類 （特定非営利活動促進法第45条第2項第2号に定める事項を記載した書類）			
(1) 収益の	提出済の、該当する法人の事業年度を記載してください。		
(2) 次に掲 イ 収益の 順次その ロ 役員等	【例】 3月末決算法人が、令和7年度分の役員報酬規程等提出書を 令和8年6月15日に提出した場合 →この場合は、「令和7年度分」役員報酬規程等になります。 ※提出年度ではなく、〇年度分の規程等を提出済かを記載。		いものから
(3) 寄附者 役員と特 金の額の 日	【提出を省略できないケース】 ・初めて役員報酬規程等を提出する場合 ・過去に役員報酬規程等を提出済だが、内容の変更を行った場合 ⇒✓をせずに、役員報酬規程等を添付して提出してください。		の親族又は 対する寄附 び受領年月
(4) 給与を			
(5) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日			
(6) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が二百万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日			
3 特定非営利活動促進法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び同法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類			

資産・資金の譲渡・寄附金等明細書

法人名	特定非営利活動法人 さがみはら	事業年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
-----	-----------------	------	---------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金等の明細その他の資金に関する事項]

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員会費	15,000 円
受取寄附金	30,000 円
△△助成金	1,000,000 円
雑収入	10,000 円
	円
	円
「収益の源泉別の明細」には、活動計算書等から受取寄附金、〇〇事業収益、 〇〇資産売却益、受取利息等の収益の源泉別内訳を転記します。 内訳の科目名は、基にした書類の科目と一致させるようご注意ください。	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	1,055,000 円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
〇〇銀行	3,000,000 円
「借入金の明細」には、金融機関や役員等から借入金がある 場合にその内容と金額を記載します。 貸借対照表と整合が取れているか確認してください。	円
	円
	円
	円
合 計	3,000,000 円

(3) その他

なし	
(1)、(2)の他に資金に関する重要な事項（現物寄附、有価証券の譲渡等）がある場合に記載します。	

2 取引の内容に関する事項

[③ 次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項]

ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合には、それぞれ第1順位から第5順位までの取引、イ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
〇〇市	〇〇市△△1-1	8,000,000 円	△△事業委託料
株式会社〇〇〇	相模原市中央区△△1-2	3,000,000 円	〇〇事業
□□市	□□市△△2-2	1,500,000 円	◇◇事業委託料
株式会社△△△	相模原市緑区□□123	800,000 円	□□事業
中央 太郎	相模原市南区〇〇	450,000 円	寄附金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
株式会社***	相模原市緑区△△1-2	2,000,000 円	〇〇事業△△費用
〇〇〇株式会社	相模原市南区〇〇1-1	1,500,000 円	△△事業〇〇費用
△△△株式会社	相模原市緑区△△2-2	1,000,000 円	□□事業△△費用
NPO 法人△△△	相模原市中央区□□〇11	800,000 円	△△事業〇〇費用
上溝 花子	相模原市南区□□1	100,000 円	□□事業講師謝礼

■取引の内容に関する事項

役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の三親等以内の親族、これらの者と特殊な関係にある者、役員等が支配する法人に対して、特別な利益を与えていないことを確認します。

「(1) 収益の生ずる取引の上位5者」：事業収益、寄附金、助成金などについて記載。

「(2) 費用の生ずる取引の上位5者」：職員給与は含めず地代家賃、業務委託費などを記載。

【記載の注意事項】

- ・総勘定元帳や活動計算書との整合性を確認してください。
- ・取引内容等について活動計算書や仕訳票における科目が分かるように記載してください。
- ・取引が少額であっても、必ず上位5者まで記載してください。
- ・取引相手が個人の場合、住所の番地表記は省略可能です。

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

ア 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の 氏名等	法人との 関係	住所又は所在地	譲渡 年月日	譲渡 価格	譲渡資産の内容等
相模 花子	役員	△△△	〇年〇月〇日	50,000 円	プリンター
				円	

「(3) ア 資産の譲渡」は、法人が所有する資産を役員等の者に対して譲渡（販売）した場合、その日時と価格を記載してください。

例) 法人所有のパソコンを買い替えるため、現在使用しているものを役員に譲渡した

イ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	貸付年月日	対価の額	貸付資産の内容等
相模 花子	役員	△△△	○年○月○日	月 12,000 円	土地（駐車場）
				円	
法人が所有する資産について貸付をした場合、その日時と価格等を記載してください。					
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ウ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	役務の提供年月日	対価の額	役務提供の内容等
相模 四郎	役員	△△△	○年○月○日	50,000 円	〇〇事業・講師謝金
				円	
				円	
法人が「役員等の者」に対し業務を提供した時の状況等について記載します。設定料金ではなく、その都度、実際に支払った金額を記載してください。 記載例：〇〇教室講師謝金、施設の利用料、監査報酬など					
				円	
				円	
				円	
				円	

3 寄附者に関する事項〔④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日〕

[illegible]

職員の総数及び総額]]

[illegible]

給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
5 人	10,000,000 円

給与台帳等に基づき、支払総額を記載してください。
活動計算書と整合が取れているか確認してください。

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
〇年〇月〇日	特定非営利活動 法人△△	〇〇県△△市××	被災地支援	100,000 円
				円
	事業年度内に支出したすべての寄附金について記載してください。			円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
				円
	合 計			100,000 円

6 海外への送金等に関する事項（その金額が200万円以下の場合に限る。） [⑦200万円以下の海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日] ※認定法人のみ

実施日	使 途	金 額	
〇.〇.〇	〇〇国の環境保全グループと共同研究を行う際の 活動資金	200,000 円	
		円	
	事業年度内に支出したすべての「海外への送金」について記載 してください。		円
	※認定法人のみ記入が必要です。		円
			円
			円
			円
			円
			円

こちらの書類は、市に提出する必要はありません。
作成して、法人の事務所に備置いてください。

資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲 渡 資 産 の 内 容	料 金	条 件 等
プリンター	50,000 円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付に係る料金及び条件等

貸 付 資 産 の 内 容	料 金	条 件 等
相模 花子理事への土地（駐車場）貸付	月 12,000 円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役 務 の 提 供 の 内 容	料 金	条 件 等
相模 四郎理事への謝金	50,000 円	〇〇事業・講師謝金
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

※ 「資産の譲渡等の内容に関する事項」は、作成して法人の事務所に備え置く必要がありますが、市に提出する必要はありません。

帳票によって対象になる法人が異なります。右上の表記をご確認の上で作成ください。

基準等チェック表（第3表）（認定、指定法人用）

法人名	特定非営利活動法人 さがみはら		事業年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで		
-----	-----------------	--	------	---------------------------	--	--

チェック欄
✓

3 その運営組織及び経理について、次に掲げる基準に適合していること。

ア 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること。

(7) 役員及びその親族等

(4) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等

イ 各社員の表決権が平等であること。

ウ 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること。

エ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと。

ア

区 分	項 目	最も人数が多い「親族等」のグループの人数 a	割 合 (b÷a) b	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数 c	割 合 (d÷a) d
①	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	8人	25%	0人	0%
②	年 月 日から 年 月 日まで	人	%	人	%
③	年 月 日から 年 月 日まで	人	%	人	%
④	年 月 日から 年 月 日まで	人	%	人	%
⑤	年 月 日から 年 月 日まで	人	%	人	%
申出日の属する事業年度		人	%	人	%

(備考) 各欄の人数等は、付表「役員の状況」から転記してください。

イ

各社員の表決権が平等であること。	記入不要です。 空欄で提出していただけます。					⑤	申出日の属する事業年度
	上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

ウ

項 目	①	②	③	④	⑤	申出日の 属する事 業年度
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている。	はい ・ ☒ いいえ	前事業年度についてのみ記入。 どちらかに丸をつけてください。				はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている。	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

（備考） 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は付表「帳簿組織の状況」を添付してください。

エ

前事業年度についてのみ記入。
どちらかに丸をつけてください。

項 目	①	②	③	④	⑤	申出日の 属する事 業年度
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

基準等チェック表（第4表）（認定法人、指定法人用）

法人名	特定非営利活動法人 さがみはら	事業年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで			
-----	-----------------	------	---------------------------	--	--	--

チェック欄

✓

4 その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。

ア 次に掲げる活動を行っていないこと。

(7) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動

(イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動

(ウ) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第1条第1号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

イ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして規則で定める基準に適合していること。

ア

項 目	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	前事業年度についてのみ記入。 どちらかに丸をつけてください。				有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無					有・無
特定の公職の候補者（候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

イ

項 目	①	②	③	④	⑤	申出日の属する事業年度
役員の職務の内容、職員に対する給与の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡とその他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

役員等に対し役員の選任その他当 法人の財産の運用及び事業の運営 に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及び アの活動を行う者又は特定の候補 者もしくは公職にある者に対する寄 附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（備考）付表「役員等に対する報酬等の状況（第４表）付表１」及び「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第４表）付表２」を記載し添付してください。

役員等に対する報酬等の状況 第4表付表1（認定法人用）

法 人 名	特定非営利活動法人 さがみはら		
役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係（注1）にある者（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。 （注1）「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係 関係1 役員報酬の支給			
氏 名	職 名	支 給 期 間 等	支 給 金 額
相模 花子	理事	令和7年4月1日 ～令和8年3月31日	240,000 円
			円
			円
			円
			円
2 役員（注2）の親族等である職員に対する給与の支給			
受給者の氏名等	役員との関係	支 給 期 間 等	支 給 金 額
相模 太郎	子	令和7年4月1日 ～令和8年3月31日	2,000,000 円
			円
			円
			円
			円
役員、従業員等に対する報酬・給与の支給について、役員報酬規程・給与支給規程等に基づく適正な支払いがされているかを確認の上、記入してください。該当がない場合は「なし」と記入。			
（注2）「役員（注2）の親族等」とは、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係にある者をいいます（「特殊の関係」は（注1）参照）。			
3 給与を得た職員の総数及び総額			
集 計 期 間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日		
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額		
5 人	10,000,000 円		

（注）同一人は1人としてカウント。

パート、アルバイトも含みます。

・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基

給与台帳等に基づき、支払総額を記載してください。活動計算書と整合が取れているか確認してください。

基準等チェック表（第5表）（認定法人、指定法人用）

法人名	特定非営利活動法人 さがみはら	事業年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
-----	-----------------	------	---------------------------

5 (1) 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを主たる事務所及び市内の事務所（市内の事務所がない場合にあっては主たる事務所。）において閲覧させること。	チェック欄 ✓
--	----------------

ア 条例第3条第2項に規定する事業報告書等、役員名簿及び
イ 条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類
ウ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
エ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
オ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に関する事項、寄附金に関する事項その他の規則で定める事項
カ 助成金の支給を行った場合は、助成の実績を

基準に適合している場合、
「✓」を記入してください。

説明書を読み、どちらかに
丸をつけてください。

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き閲覧させることに同意する。		同 意
		☒ する ☐ しない

1	(1) 事業報告書等（事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表）、財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿） (2) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿） (3) 定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）
2	(1) 条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類 (2) 条例第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
3	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
4	前事業年度の役員報酬、又は職員給与の支給に関する規程
5	I 次の事項を記載した書類 (1) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 (2) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 (3) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 (4) 寄附者（役員又は役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 (5) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 (6) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 II その他規則で定める書類（条例第4条第1項第3号から第6号まで（第3号イに係る部分を除く。）及び第8号に掲げる基準に適合している旨並びに条例第6条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類）
6	助成金の支給を行った場合は、助成の実績を記載した書類

（備考） 閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、当該細則（社内規則）等を添付してください。

第5表（次葉）

（２） 次に掲げる書類について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表すること。

チェック欄



- ア 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
 イ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
 ウ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
 エ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
 オ 条例第3条第2項に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等
 （年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿及び役員名簿を除く。）

基準に適合している場合、
「✓」を記入してください。

説明書を読み、どちらかに
丸をつけてください。

1 小規模法人の適用の有無

平均総収入額（年間300万円未満） （（⑥×12）÷⑦＜300万円）	小規模法人の適用
	はい ・ いいえ

判定の対象となる各事業年度	①	②	③	④	⑤
	年 月 日から	年 月			
	年 月 日まで	年 月			
総収入額	円				

【小規模法人の適用がある場合】

「はい」に丸をつけた上で、①、⑥、⑦、「年総収入額」も記載してください。

合計総収入額（※⑥）	円
------------	---

①から⑤までの合計月数（※⑦）	月
-----------------	---

年総収入額（⑥×12÷⑦＜300万円）	円
---------------------	---

2 インターネットの利用による公表（1の小規模法人を除く）

次に掲げる書類について、正当な理由がある場合を除いて、インターネットの利用により公表すること。		同 意	
		する	しない
1	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
2	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
3	次の事項を記載した書類 (1) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 (2) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項		
4	(1) 事業報告書等（事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表）、財産目録） (2) 定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類）		

【小規模法人の適用がある場合】
記載不要です。

基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人 さがみはら
-----	-----------------

基準等チェック表（第6表） ※記入不要

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
①	②	③	④	⑤
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

基準等チェック表（第7表）（認定法人、指定法人用）

7 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。	チェック欄				
法令等に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は公益に反する事実の有無	✓				
基準に適合している場合、「✓」を記入してください。					
①	②	③	④	⑤	業年度
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

基準等チェック表（第8表） ※記入不要

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>事業年度</td> <td>月 日～ 月 日</td> <td>設立年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 有効期間の更新の申請に当たっては、基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

助成金支給実績提出書

届出日を記載 令和〇年〇月〇日 相模原市長 あて 不要な文字を二本線 等で抹消	主たる事務所の所在地	〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号 電話番号 (042) 769-8226 ファクシミリ番号 なし		
	(フリガナ)	トクエイエリカクト ウキダシ サガミハラ		
	法人の名称	特定非営利活動法人 さがみはら		
	(フリガナ)	サガミ ハラ		
	代表者の氏名	相模 太郎		
	認定 (特例認定) 年月日	年 月 日		
	認定 (特例認定) の 有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日		
助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法第55条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定による助成の実績を、次のとおり提出します。				
支給日	支給対象者	支給金額	助成対象の事業等	
令和7年11月22日	特定非営利活動法人 ○○会	50,000 円	子どもの居場所づくり事業	
年 月 日		円		
年 月 日		円		
年 月 日		円		
年 月 日		円		
年 月 日		円		
年 月 日		円		
年 月 日		円		
年 月 日		円		

代表者変更届出書

登記事項証明書の
所在地を記載

届出日を記載 令和○年○月○日 相模原市 長 あて 不要な文字を二本線 等で抹消	主たる事務所の所在地	〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号 電話番号 (042) 769-8226 ファクシミリ番号 なし			
	(フリガナ)	トク化イリカド・ウリダツ シガミハラ			
	法人の名称	特定非営利活動法人 さがみはら			
	(フリガナ)	カミ 知			
	代表者の氏名	相模 太郎			
	認定 (特例認定) の 有効期間	自	年	月	日
		至	年	月	日
代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第53条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。					
変更年月日	変更後の代表者の氏名		変更前の代表者の氏名		
×年 ×月×日	相模 太郎		神奈川 花子		

参 考（実績判定期間）

実績判定期間とは、認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に認定を受けたことのない法人又は特例認定を受けようとする法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます（法 44③、51⑤、58②）。

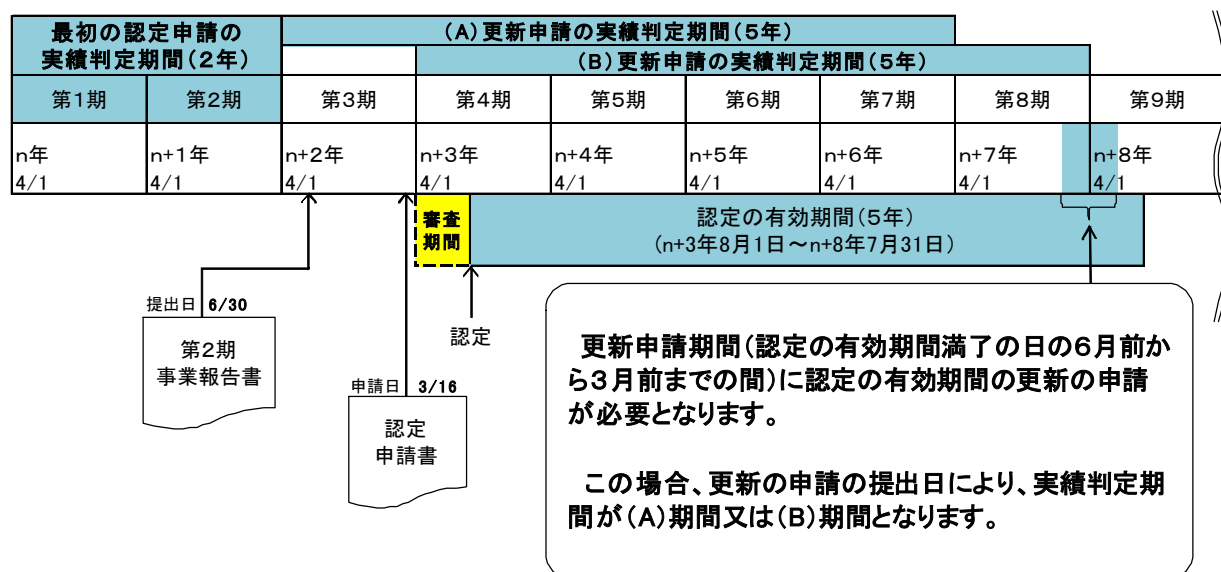
【具体例1】 《認定NPO法人が認定更新申請をする場合》

認定NPO法人が認定の更新を希望する場合、認定の有効期間満了日の6月前から3月前までの間に更新申請を行う必要があります。

この場合のタイムスケジュール及び実績判定期間はおおむね次表のとおりとなります。

- 事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書等の所轄庁への提出日 : 令和7年6月30日
- 初回の認定申請書の提出日 : 令和8年3月16日
- 認定の有効期間（5年間） : 令和8年8月1日～令和13年7月31日
- 更新申請期間（認定の有効期間満了日の6月前～3月前） :
令和13年1月31日～4月30日
- 実績判定期間 : 更新申請期間中の申請時期により変わります。
詳細は下記、ケースAとBをご覧ください。

実績判定期間算出例（n年＝令和5年）



ケースA：更新申請期間中の令和13年1月31日～3月31日の間に更新の申請書を提出する場合

- 実績判定期間：令和7年4月1日（第3期）～令和12年3月31日（第7期）

この場合の実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第3期から第7期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。

ケースB：更新申請期間中の令和13年4月1日～4月30日の間に更新の申請書を提出する場合

- 実績判定期間：令和8年4月1日（第4期）～令和13年3月31日（第8期）

この場合の実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第4期から第8期までの事業報告書等に基づき算定することとなりますので、第8期の事業年度終了後早期に事業報告書等を作成し、認定基準等を算定する必要があることに留意願います。

【具体例2】《特例認定NPO定法人が、特例認定有効期間中に認定申請をする場合》

特例認定の有効期間中に認定を受けようとする場合のタイムスケジュール及び実績判定期間は、おおむね次表のとおりとなります。

- 事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書の所轄庁への提出日 : 令和8年6月30日

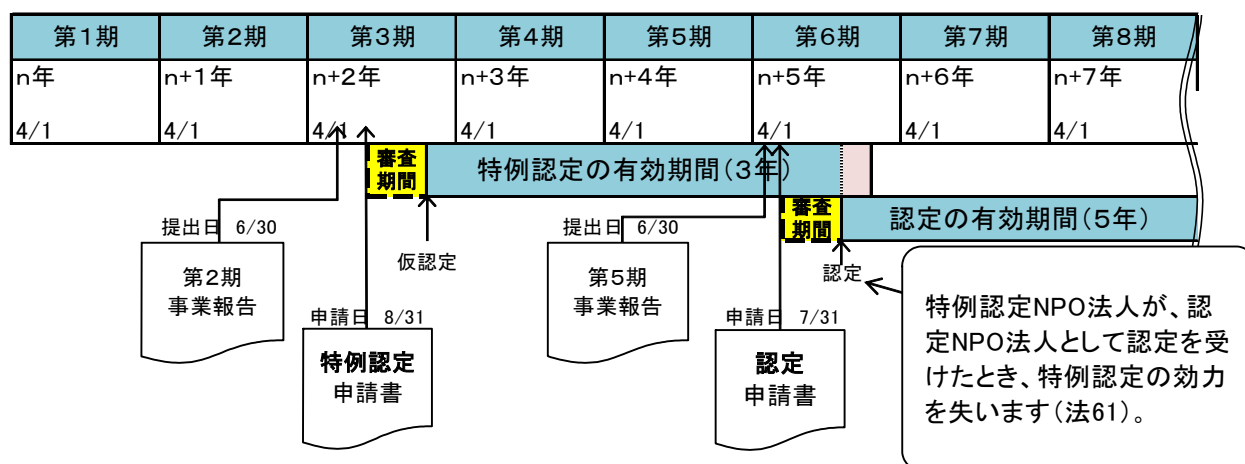
特例認定の申請

- 特例認定申請書の提出日 : 令和8年8月31日
- 特例認定申請に係る実績判定期間 : 令和6年4月1日（第1期、令和7年度）
～令和8年3月31日（第2期、令和8年度）
- 特例認定の有効期間 : 令和8年12月16日（当初認定日）～令和11年11月15日

認定の申請

- 認定申請書の提出日 : 令和11年7月31日
- 認定申請に係る実績判定期間 : 令和9年4月1日（第4期）～令和11年3月31日（第5期）
- 認定の有効期間 : 令和11年11月16日（当初認定日）～令和16年11月15日

実績判定期間算出例（n年＝令和6年）



Ⅲ 認定NPO法人の合併

1 NPO法人の合併

(1) 合併の概要

NPO法人は、社員総会の決議により、他のNPO法人と合併することができます(法 33)。社員総会において合併の決議がなされたNPO法人は、社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を所轄庁に提出し、認証を受けなければなりません(法 34)。

所轄庁から合併の認証を受けたNPO法人は、その認証の通知のあった日から2週間以内にその債権者に対して、合併に異議があれば一定の期間(2か月以上)内に述べるべきことを公告するとともに、貸借対照表及び財産目録を作成し、債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、事務所に備え置く必要があります(法 35)。

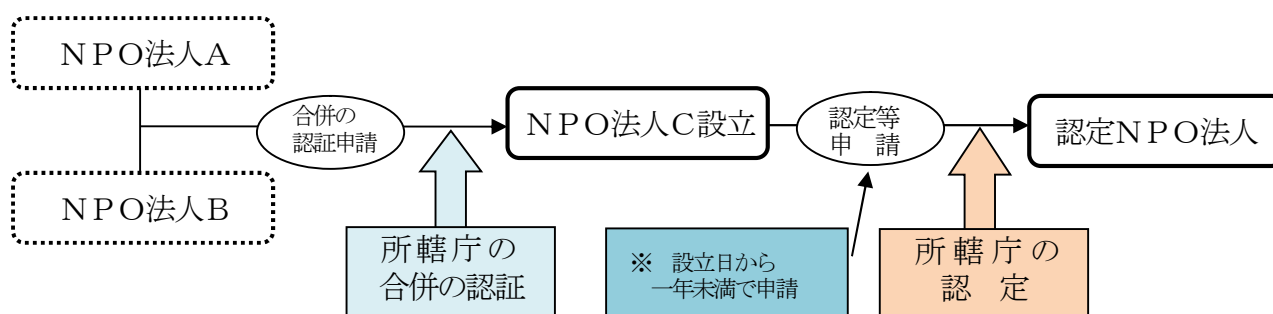
法人の成立の時期については、合併の認証その他合併に必要な手続きが終了した日から2週間以内に、合併により設立したNPO法人又は合併後存続するNPO法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって効力を生じることとなります(組登令8)。

(2) 合併法人に係る認定等の基準の適用

合併により設立されたNPO法人又は合併後存続するNPO法人は、**その所轄庁に認定の申請を行うこととなります**。申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないものが、認定等を受けようとする場合には、認定等の基準の適用において次のように取り扱われます。

イ 合併によって設立されたNPO法人が申請を行う場合

認定等を受けようとするNPO法人が合併によって設立されたNPO法人で申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないもの(以下「合併新設法人」という。)である場合の実績判定期間及び認定等の基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱い、合併によって設立された日から認定等の申請日を含む事業年度の初日において1年を超える期間を経過していない法人が対象となります。

【実績判定期間】

合併新設法人の実績判定期間は、次のとおりとなります（法46、令6③）。

（イ）実績判定期間の終了日

- ① 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了しているとき：その最初の事業年度の末日
- ② 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了していないとき：設立の日の前日

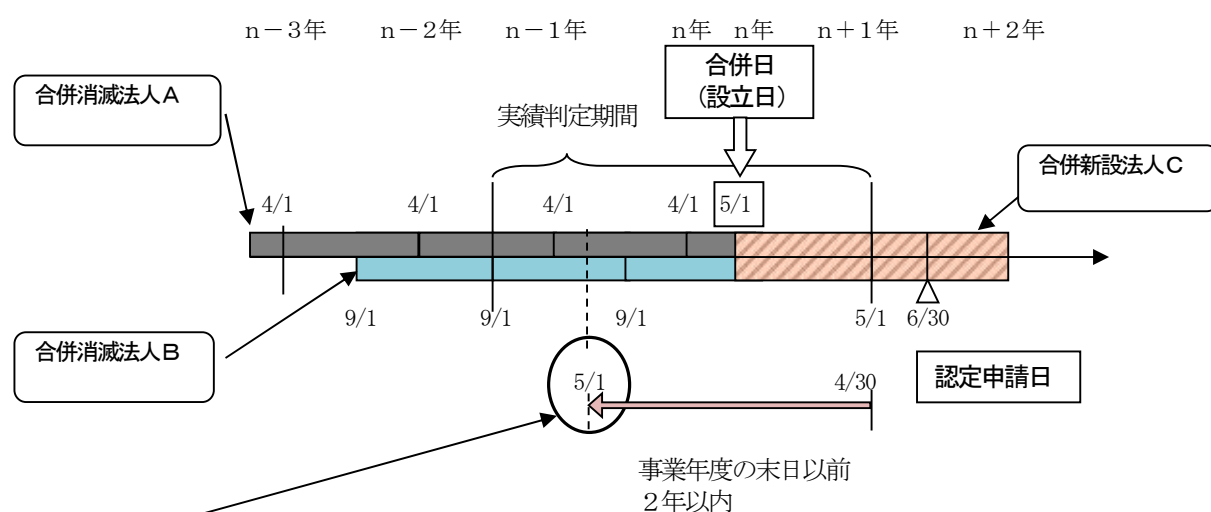
（ロ）実績判定期間の開始日

上記（イ）①又は②の日以前5年（過去に認定を受けたことのないNPO法人が認定を受けようとする場合、又は特例認定を受けようとする場合は2年）内に終了した合併によって消滅した各NPO法人（以下「合併消滅法人」という。）の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日

（注）特例認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併新設法人及び各合併消滅法人の設立の日のうち最も早い日から5年を経過していないことが特例認定の基準となります（法59、令8④）。

（設立後最初の事業年度が終了した合併新設法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間）

- ① 法人A（事業年度：4月～3月）と法人B（ $n-3$ 年9月1日設立、事業年度：9月～8月）が、
 - ② n 年5月1日に合併して新設法人C（事業年度：5月～4月）を設立し、
- （注）合併新設法人の最初の事業年度は、必ずしも1年間で設定されるとは限らず、1年間よりも短く設定される場合もあります。
- ③ 新設法人Cが $n+1$ 年6月30日に認定の申請を行う場合



これ以降に終了した合併消滅法人A又はBの事業年度のうち、最もその開始日が早いものの初日が実績判定期間の開始日になる
⇒実績判定期間
「 $n-2$ 年9月1日～ $n+1$ 年4月30日」

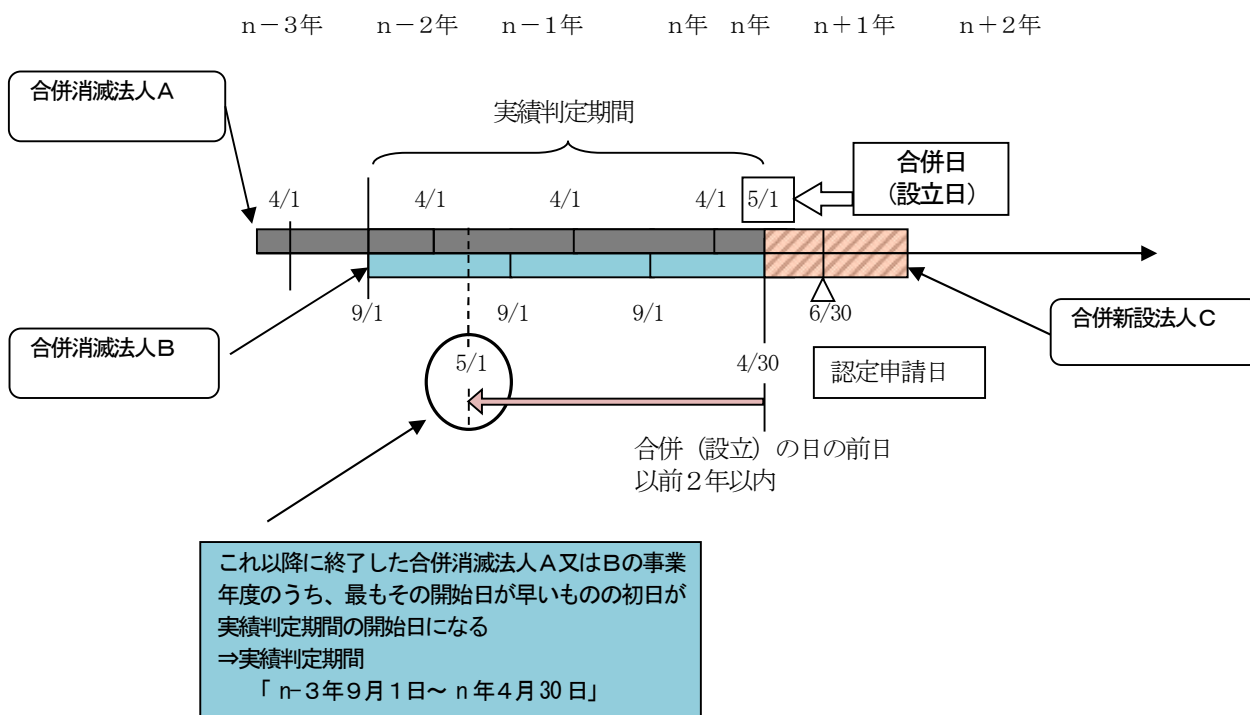
《ポイント》

この例の場合、申請書を提出する $n+1$ 年6月30日に係る事業年度の初日（ $n+1$ 年5月1日）においては、設立の日以後1年を超える期間が経過していません。

なお、申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過している場合には、原則どおり申請した合併新設法人の事業年度で実績判定期間を判定することとなります。

(設立後最初の事業年度が終了していない合併新設法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A（事業年度：4月～3月）と法人B（ $n-3$ 年9月1日設立、事業年度：9月～8月）が、
- ② n 年5月1日に合併して新設法人C（事業年度：5月～4月）を設立し、
- ③ 新設法人Cが n 年6月30日に認定の申請を行う場合



(参考:各規定の読替え (法令6③))

通常の申請時	読替え後
(実績判定期間について) 実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう（法44③）。	(実績判定期間について) 実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日（申請書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、その設立の日の前日。以下この項において同じ。）以前5年（認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年）内に終了した合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう（法44③）。
(設立後の経過期間について) 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること（法45①ハ）。	(設立後の経過期間について) 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日以後1年を超える期間が経過していること（法45①ハ）。

【法人の設立前の期間における認定等の基準への適合の判定（法46、法令5②、6②③）】

申請をしようとするNPO法人が合併新設法人である場合は、実績判定期間中に合併新設法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

- ① 合併後の期間については、合併新設法人について基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間（実績判定期間中に限る。）については、次表の判定方法によって、各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

認定基準		合併前の判定方法
パブリック・サポート・テストに関する基準（一号基準）		各合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準（二号基準）		
運営組織及び経理に関する規準（三号基準）		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
基準（四号基準） 事業活動に関する	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
基準（五号基準） 情報公開に関する	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること	各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	各合併消滅法人（実績判定期間中に認定等を受けていた期間が含まれるものに限る。）のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準）		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
不正行為に関する基準（七号基準）		

また、設立後の経過期間に関する基準（八号基準）は次のとおりとなります。

合併新設法人が申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日から1年を超える期間が経過していない場合には、各合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

※ 各基準の詳細は、Ⅲ申請手続及び基準「3 認定等の基準の概要（P26～28）」を参照してください。

※ 特例認定の申請をする法人については、1号基準及び5号ロの基準の適用はありません。

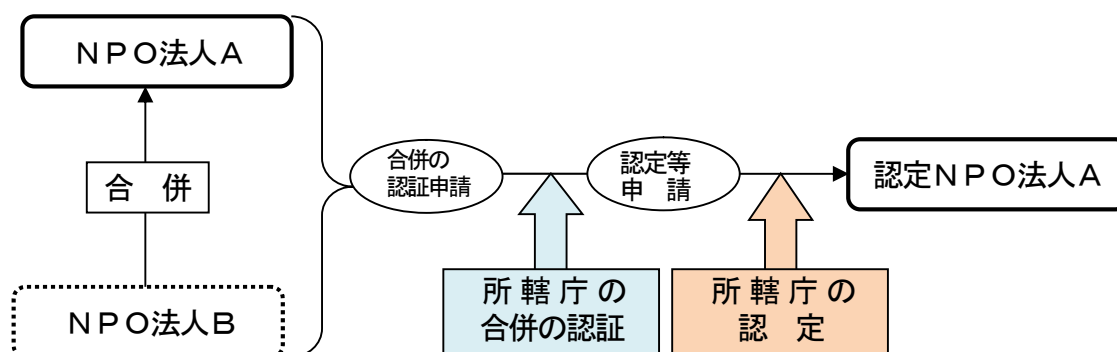
《ポイント》

認定等申請書の添付書類は、合併新設法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る添付書類も提出する必要があります。

また、三号基準、四号基準のイとロ、五号基準、六号基準及び七号基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定等の時まで満たしておく必要があります（法45①九）。

ロ 合併後存続したNPO法人が申請を行う場合

認定等を受けようとするNPO法人が合併後存続するNPO法人で申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないもの（以下「合併存続法人」という。）である場合の実績判定期間及び認定等の基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱いは、合併の日から認定等の申請日を含む事業年度の初日において1年を超える期間を経過していない法人が対象となります。

【実績判定期間】

合併存続法人の実績判定期間は、次のとおりとなります（法46、令6①）。

（イ）実績判定期間の終了日

- ① 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了しているとき：その最初の事業年度の末日
- ② 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了していないとき：合併の日の前日

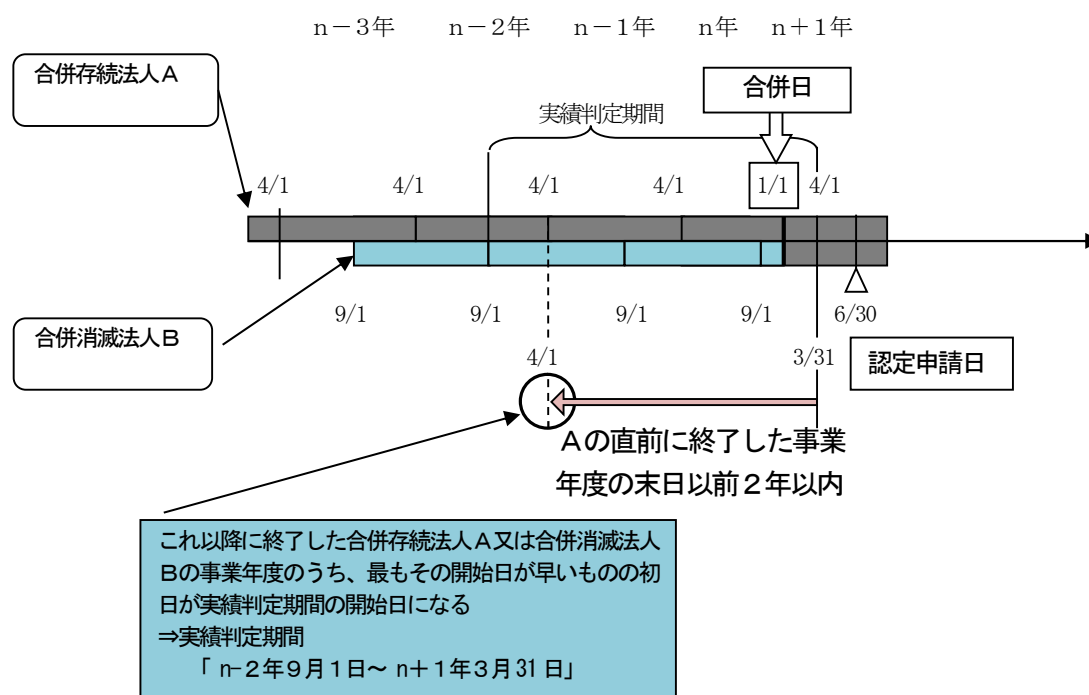
（ロ）実績判定期間の開始日

上記（イ）①又は②の日以前5年（過去に認定を受けたことのないNPO法人が認定を受けようとする場合、又は特例認定を受けようとする場合は2年）内に終了した合併存続法人又は各合併消滅法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

（注） 特例認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併存続法人及び各合併消滅法人の設立の日のうち最も早い日から5年を経過していないことが特例認定の基準となります（法59、法令8）。

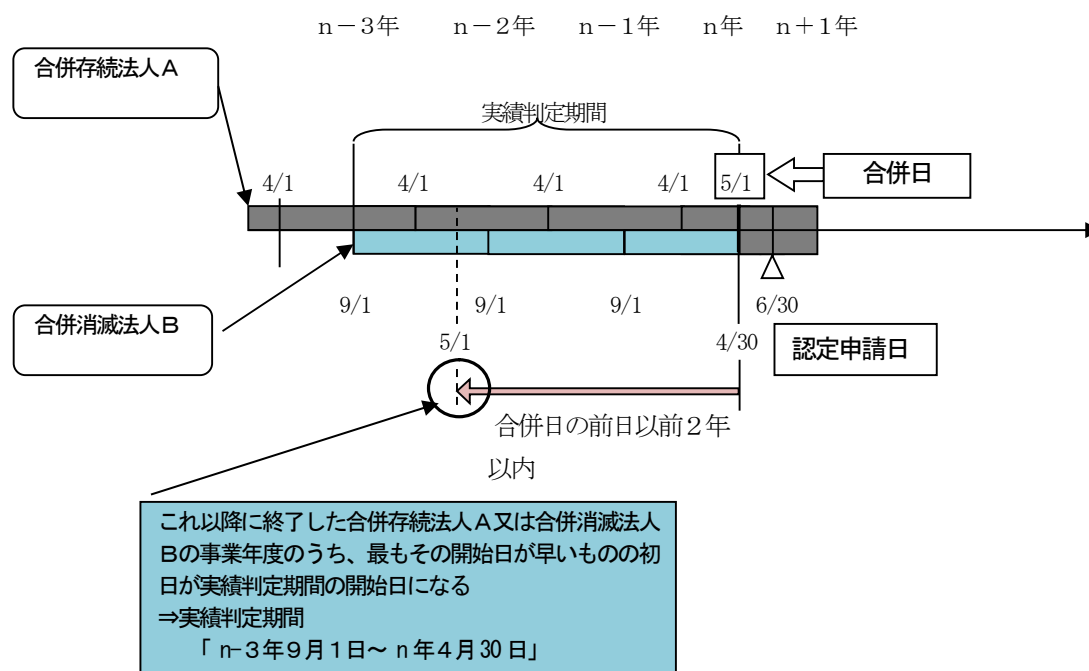
(合併後最初の事業年度が終了した合併存続法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A（事業年度：4月～3月）と法人B（ $n-3$ 年9月1日設立、事業年度：9月～8月）が、
- ② $n+1$ 年1月1日に合併して法人Aが存続し、
- ③ 合併後の法人Aが $n+1$ 年6月30日に認定の申請を行う場合



(合併後最初の事業年度が終了していない合併存続法人が初めて認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A（事業年度：4月～3月）と法人B（ $n-3$ 年9月1日設立、事業年度：9月～8月）が、
- ② n 年5月1日に合併して法人Aが存続し、
- ③ 合併後の法人Aが n 年6月30日に認定の申請を行う場合



(参考:各規定の読替え(法令6①))

通常の申請時	読替え後
(実績判定期間について) 実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。	(実績判定期間について) 実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日(当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。)以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了したその特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。
(設立後の経過期間について) 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること(法45①ハ)。	(設立後の経過期間について) 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その申請に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日以後1年を超える期間が経過していること(法45①ハ)。

【法人の合併前の期間における認定基準等への適合の判定(法46、法令5②、6①②)】

申請をしようとするNPO法人が合併存続法人である場合は、実績判定期間中に合併存続法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています。

- ① 合併後の期間については、合併存続法人について基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間(実績判定期間中に限る。)については、次表の判定方法によって、合併前の合併存続法人(以下「合併前法人」という。)及び各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

認定基準		判定方法
パブリック・サポート・テストに関する基準（一号基準）		合併前法人及び合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準（二号基準）		
運営組織及び経理に関する規準（三号基準）		合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
基準（四号基準） 事業活動に関する	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
		合併前法人及び合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
基準（五号基準） 情報公開に関する	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること	合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	合併前法人及び合併消滅法人（実績判定期間中に認定又は特例認定受けていた期間が含まれるものに限る。）のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準）		合併存続法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
不正行為に関する基準（七号基準）		

また、設立後の経過期間に関する基準（八号基準）は次のとおりとなります。

合併存続法人が申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併の日から1年を超える期間が経過していないものである場合には、合併存続法人又は合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

※ 各基準の詳細は、Ⅲ申請手続及び基準「3 認定等の基準の概要（P26～28）」を参照してください。

※ 特例認定の申請をする法人については、1号基準及び5号口の基準の適用はありません。

《ポイント》

認定等申請書の添付書類は、合併存続法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る書類も提出する必要があります。

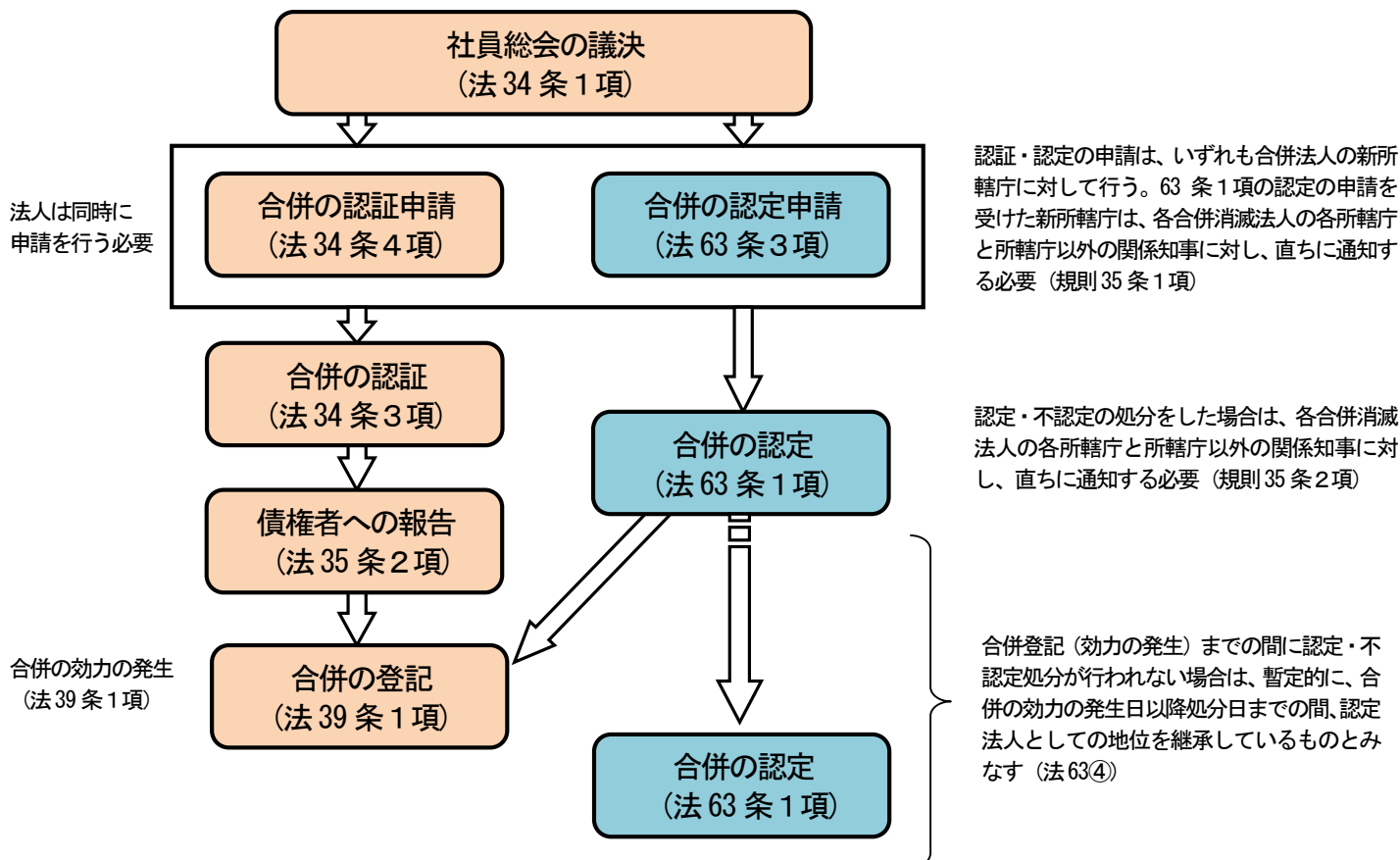
また、三号基準、四号基準のイとロ、五号基準、六号基準及び七号基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定等の時まで満たしておく必要があります（法45①九）。

ハ 認定NPO法人等の合併

（イ） 認定NPO法人が認定NPO法人でないNPO法人と合併した場合

認定NPO法人が認定NPO法人でないNPO法人と合併した場合で、合併後存続又は合併によって設立したNPO法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、認定NPO法人としての地位を承継します（法63①）。

○ 申請から認定手続



（ロ） 特例認定NPO法人が特例認定NPO法人でないNPO法人と合併した場合

特例認定NPO法人が特例認定NPO法人でないNPO法人（認定NPO法人を除く。）と合併した場合で、合併後存続又は合併によって設立したNPO法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、特例認定NPO法人としての地位を承継します（法63②）。

(ハ) 合併の認定の申請

上記イ又はロの所轄庁の合併の認定を受けようとするNPO法人は、所轄庁に提出する合併の認証の申請に併せて、所轄庁に当該認定の申請をしなければなりません（法63③）。

なお、当該認定の申請を行った場合において、その合併の効力が生ずる日までに認定の申請に対する処分がされないときは、合併後存続するNPO法人又は合併によって設立されたNPO法人は、その処分がされるまでの間は、認定NPO法人又は特例認定NPO法人としての地位を承継しているものとみなされます（法63④）。

(二) 実績判定期間及び認定基準

合併後存続するNPO法人又は合併によって設立されたNPO法人が、上記（イ）又は（ロ）の所轄庁の合併の認定を受けようとする場合の実績判定期間及び各認定基準は、次のとおりとなります。

【実績判定期間】

合併の認定に係る実績判定期間は、次のとおりとなります（法63⑤、令9①②）。

(1) 実績判定期間の終了日

合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人（合併によってNPO法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各NPO法人。以下同じです。）の各事業年度のうち申請書を提出する直前に終了した事業年度の末日

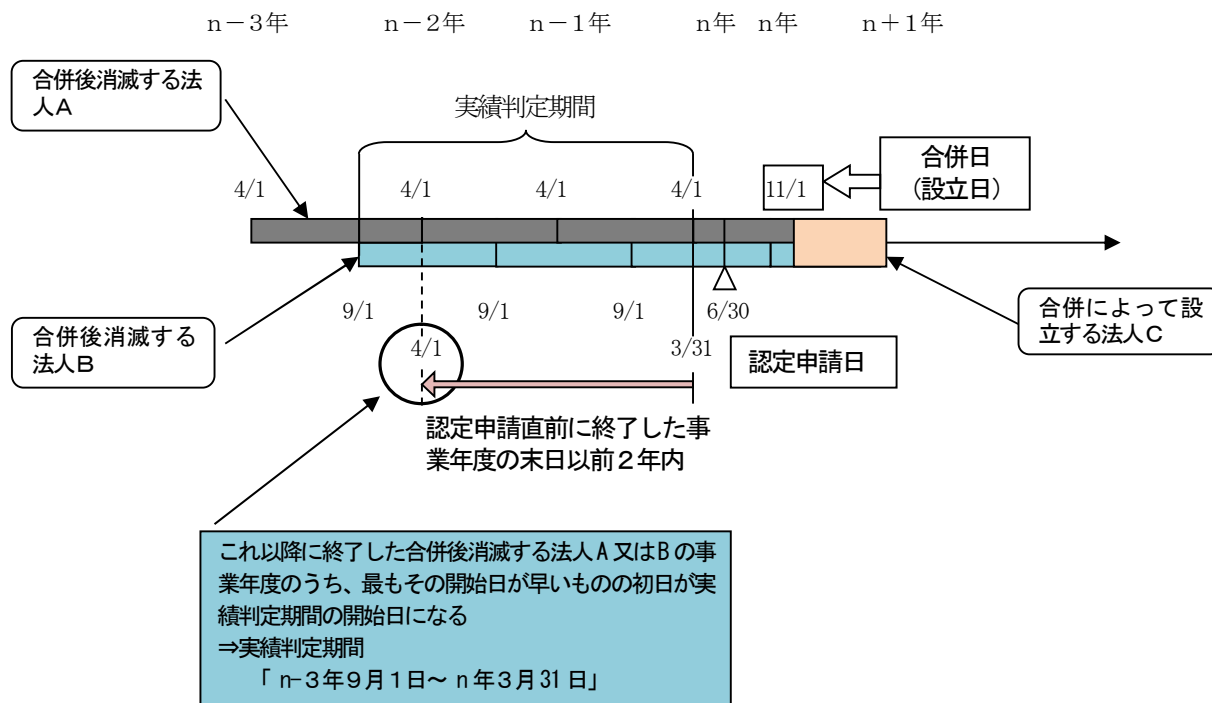
(2) 実績判定期間の開始日

上記（1）の日以前2年以内に終了した合併後存続するNPO法人又は合併によって消滅する各NPO法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

（注） 特例認定NPO法人が特例認定NPO法人でないNPO法人と合併する際の合併の認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併後存続するNPO法人又は合併によって消滅する各NPO法人であって特例認定NPO法人でないものが、①その設立の日のうち最も早い日から5年を経過していないこと、及び②過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと、が特例認定の基準となります（法59、法令9①②）。

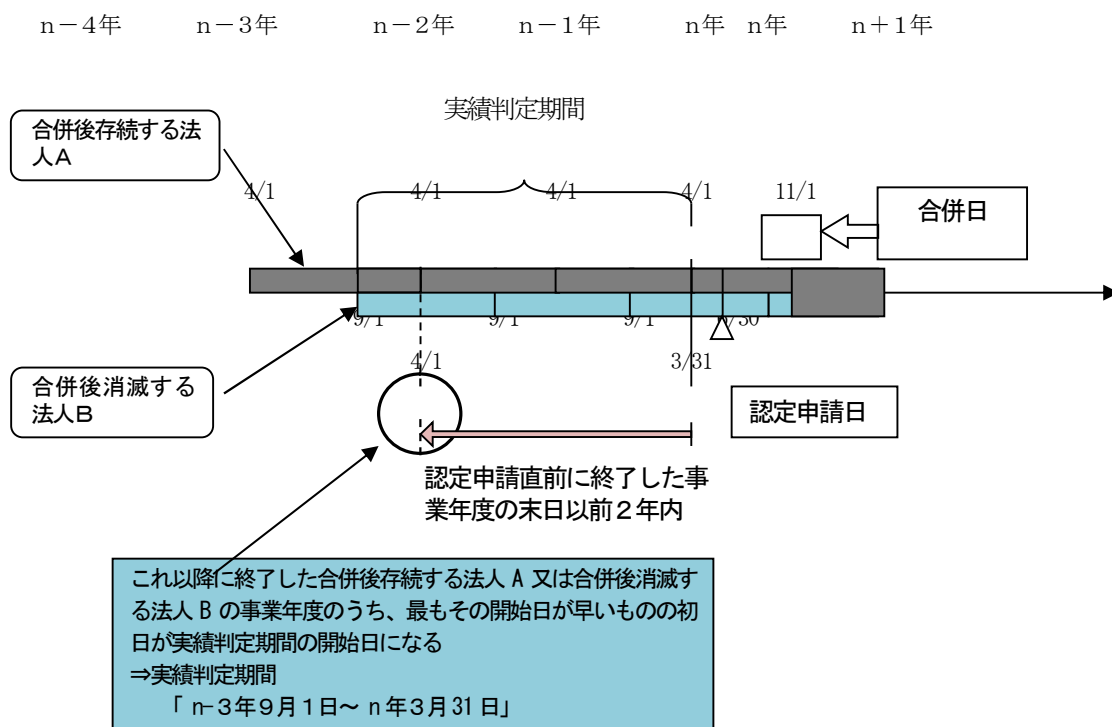
(合併によって設立されるNPO法人が認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A（事業年度：4月～3月）と法人B（n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月）が、
- ② n年11月1日に合併して新設法人C（事業年度：5月～4月）を設立するため、
- ③ n年6月30日に合併の認定の申請を行う場合



(合併後存続するNPO法人が認定を受けようとする場合の実績判定期間)

- ① 法人A（事業年度：4月～3月）と法人B（n-3年9月1日設立、事業年度：9月～8月）が、
- ② n年11月1日に合併してAを存続させるため、
- ③ n年6月30日に合併の認定の申請を行う場合



(参考:各規定の読替え(法令9①))

通常申請時	読替え後
(実績判定期間について) 実績判定期間とは、<u>認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない特定非営利活動法人が認定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。</u>	(実績判定期間について) 実績判定期間とは、<u>合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ)の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度のうち最も早い事業年度の初日からその末日までの期間をいう(法44③)。</u>
(設立後の経過期間について) <u>申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること(法45①ハ)。</u>	(設立後の経過期間について) <u>合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日において、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人)であって認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人でないものの設立の日以後1年を超える期間が経過していること(法45①ハ)。</u>

【認定基準への適合の判定（法 63、法令 9③⑤）】

認定基準への適合の判定については、次の判定方法によって、合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人の実績について判定を行うこととなります。

認定基準		判定方法
パブリック・サポート・テストに関する基準（一号基準）		合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人を一の法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準（二号基準）		
運営組織及び経理に関する規準（三号基準）		合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人のそれぞれについて判定します。
基準（四号基準） 事業活動に関する	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人を一の法人とみなして判定します。
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
基準（五号基準） 情報公開に関する	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること	合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、海外送金等の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人（実績判定期間中に認定又は特例認定受けていた期間が含まれるものに限る。）のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準）		合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人のそれぞれについて判定します。
不正行為に関する基準（七号基準）		
設立後の経過期間に関する基準（八号基準）		合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日において、合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人であって認定NPO法人又は特例認定NPO法人でないものの設立の日以後1年を超える期間を経過していることが、認定基準となります。

※ 各基準の詳細は、Ⅲ申請手続及び基準「3 認定等の基準の概要（P26～28）を参照してください。

※ 現に特例認定法人である法人については、法 59 条 2 号（設立後5年以内である）及び3号（過去に認定を受けたことがない）の基準は適用対象になりません（法 63⑤、令 9②）

合併認定申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申 請 書 ・ 添 付 書 類		認 定	特例認定
合併認定申請書（第34号様式）			
1 寄附者名簿（注1）			
2 認定基準等に適合する旨及び第47条各号（欠格事由）のいずれにも該当しない旨を説明する書類（注2,3）			
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。（注4）		
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人		
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）		
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模法人用）		
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・原則用）		
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・小規模法人用）		
	社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）		
	ロ 絶対値基準		
	認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）		
	ハ 条例個別指定基準		
	認定基準等チェック表（第1表 条例個別指定法人用）		
	二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。	
認定基準等チェック表（第2表）			
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第3表）		
	役員の状況（第3表付表1）		
	帳簿組織の状況（第3表付表2）		
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第4表）		
	財産の運用及び事業運営の状況等（第4表付表1）		
	財産の運用及び事業運営の状況等（第4表付表2）		
五 号 基 準	認定基準等チェック表（第5表）		
六 号 基 準	認定基準等チェック表（第6、7、8表）		
欠格事由チェック表			
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類			

（注1） 条例個別指定基準に適合する法人、法第63条第2項の合併の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、寄附者名簿の添付は必要ありません（法44②、58②、63⑤、法令9②）。

（注2） 各認定基準等チェック表のうち、第1表、第2表及び第4表（イ及びロに係る事項に限る。）の記載に当たっては、合併後存続する法人及び合併によって消滅する法人（合併によって法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各法人。以下同じ。）を一つの法人とみなして記載してください（法令9③⑤）。

（注3） 各認定基準等チェック表のうち、第3表、第4表（イ及びロに係る事項に限ります。）、第5表及び第6、7、8表については、合併後存続する法人、合併によって設立する法人及び合併によって消滅する法人について、それぞれ記載してください（法令9③⑤）。

（注4） 法第63条第2項の合併の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、一号基準に関する書類の添付は必要ありません（法59一、63⑤、法令9②）

問合せ先一覧

○相模原市内のみに事務所を置くNPO法人

相模原市 市民局 市民協働推進課

所在地：〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号 相模原市役所第2別館4階
電話：042-769-8226（直通）／FAX：042-754-7990

○横浜市内のみに事務所を置くNPO法人

横浜市 行財政局 共創・ファシリティマネジメント推進室 共創推進課
（市民協働推進センター内 NPO受付カウンター）

所在地：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話：045-671-4737／FAX：045-223-2032

ホームページアドレス：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/NPO/>

○川崎市内のみに事務所を置くNPO法人

川崎市 市民文化局 コミュニティ推進部 市民活動推進課

所在地：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1

電話：044-200-2341／FAX：044-200-3800

ホームページアドレス：<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/32-7-6-0-0-0-0-0-0-0.html>

○藤沢市内のみに事務所を置くNPO法人

藤沢市 市民自治部 市民自治推進課

所在地：〒251-8601 藤沢市朝日町1-1 本庁舎7階

電話：0466-50-3516／FAX：0466-50-8407

ホームページアドレス：<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/jiti-s2/index.html>

○上記4市（横浜市・川崎市・藤沢市・相模原市）以外の県内市町村に事務所を置くNPO法人、4市を含めた県内の複数の市町村に事務所を置くNPO法人及び主たる事務所を県内に置き、他の都道府県にも事務所を置くNPO法人

神奈川県 政策局 政策部 NPO協働推進課 横浜駐在事務所

所在地：〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2丁目24番2号 かながわ県民センター8階

電話：045-312-1121（代表）／FAX：045-312-1166

ホームページアドレス：<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0223/>

○相模原市内法人の法人登記所

横浜地方法務局湘南支局

所在地：〒251-8523 藤沢市辻堂神台2丁目2番3号

電話：0466-35-4620

ホームページアドレス：<http://houmukyoku.moj.go.jp/yokohama/>

○税金についてのお問い合わせ先

法人税 相模原税務署 電話：代表 042-756-8211（自動音声でご案内します）

法人の県民税・事業税 相模原県税事務所 電話：042-745-1111（代）

法人市民税 相模原市役所市民税課 電話：042-754-1111（代）

○ 市民協働推進課 の 案内図



さがみはら市民活動サポートセンターは、けやき会館の3階です。

認定（特例認定）に関する相談は、市役所市民協働推進課へ！

「活動資金を集める方法は？」「活動するための情報はどこで集めるの？」

活動について相談したいときは、さがみはら市民活動サポートセンターへ！

さがみはら市民活動サポートセンター

電話／FAX：042-755-5790

相模原市中央区富士見6丁目6番23号 けやき会館3階

開館日：水・木・土・日曜日 9：00～17：00

火・金曜日 9：00～21：00

休館日：毎週月曜日、年末年始（12/29～1/3）、

会館の定期点検・定期清掃日

特定非営利活動法人関係事務の案内〔認定（特例認定）後の手続編〕

令和8年7月

相模原市 市民局 市民協働推進課

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話：042-769-8226（直通） FAX：042-754-7990